

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の概要

大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則を廃止し、令和3年4月1日、大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱を施行します。

この要綱は、認知症等により成年後見制度の利用の必要はあるが申立の出来ない方に対する市長による審判請求や、本人等の収入や資産状況等から、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、後見人等報酬費用を助成することにより、高齢者の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的としています。

1、市長による審判請求

	内容
対象者	対象者は1～3の全てに該当する者になります。 1. 本市に住所を有する者 2. 後見人等が必要な状態にある高齢者等（老人福祉法第5条の4第1項が規定する65歳以上の者） 3. 次のいずれかに該当する者 ・ 本人に4親等内の親族がない又は親族等の所在が不明のとき ・ 親族等による虐待、放置、審判請求の拒否その他親族等による審判請求を期待できない事情が認められるとき ただし、高齢者等を保護する緊急の必要性があり、1～3を確認する時間的余裕がないと認めるときは、この限りではありません。
要件の審査	審判請求を必要とする状態にあるかを判断するに当たっては、ア～ウを総合的に考慮します。 （ア）本人の事理弁識能力の程度 （イ）親族等以外の者による本人保護の可能性 （ウ）行政機関等が行う他施策及び福祉サービスの活用による支援の可能性 など

2、市長による審判請求に要する費用の助成

費用負担	市長による審判請求に要する費用を助成します。
審判請求費用の求償	市長による審判請求に要した費用の全部又は一部を対象者に負担させることが相当と判断したときは、家事事件手続法の定めるところにより、当該費用の返還を求めます。

3、後見人等報酬の助成

	内容
対象者	<p>被後見人等及び世帯員が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合に支給の対象となります。</p> <p>(1) 生活保護受給者</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付受給者</p> <p>(3) 資産状況から次のア～ウの全てを満たす者</p> <p>ア 市民税非課税世帯</p> <p>イ 被後見人等の資産から後見人等へ報酬を支払うことで預貯金等の額が30万円以下になる者</p> <p>ウ 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない。</p> <p>※市長申立に限らず、本人や親族が申立てを行った場合も助成対象とします。</p>
	<p>被後見人等が死亡した場合</p> <p>死亡した被後見人等の債務整理（後見人等報酬も含む）後、被後見人等の資産が後見人等報酬に満たない場合、その差額を助成します。</p> <p>※死亡した成年被後見人等に預貯金があるにもかかわらず、申請者又は後見人等であった者が後見人等報酬を控除せず相続人に預貯金を引き継いだ場合は、支給申請を行っても支払われない場合があるためご注意ください。</p>
助成期間	<p>助成の対象期間は1年前までの間とします。ただし、受任の初回時や被後見人等の死亡時などについては、報酬付与期間が1年を超える場合でも助成の対象となります。</p> <p>概ね1年から1年半ごとに定期的な申請が必要です。</p>
助成内容	<p>家庭裁判所が審判した、後見人等に対する報酬額であり、月額20,000円が上限です。</p> <p>※成年後見人等が本人の配偶者、直系親族または兄弟姉妹の場合は除きます。</p>
申請者	被後見人等と代理人（後見人等）
申請書類	本市ホームページに掲載
申請期限	報酬付与審判日から3か月以内
助成の可否	支給（不支給）決定通知により通知いたします。

4. その他

	内容
対象者の範囲の特例	<p>次の1～3の施設に入所又は、入居前に市内に居住していた者は対象者となります。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 介護保険法に規定する住所地特例対象施設2. 生活保護法の救護施設3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の特定施設4. その他これに準ずるとして市長が別に定める施設 <p>ただし、市内の1～4の対象施設等に入所又は入居している者であつて、入所又は入居前に市外に居住していたものは、市長による審判請求、審判請求費用の助成及び後見人等報酬の助成の対象者となりません。</p>
経過措置	<p>この告示の施行の日後に助成の申請がなされた後見人等報酬の額について、報酬付与対象期間が令和3年4月1日が含まれるとき、又は令和3年4月1日より以前の期間であるときは「月額20,000円」とあるのは「月額30,000円」とします。</p>